

# 令和8年度採用

## 丹波市地域づくり支援員募集要項

### 1. 概要

丹波市では、6つの旧町域の25地区において住民主体の地域づくり組織である自治協議会が立ち上がっており、各地域の実情に応じた特色ある地域づくりを展開しています。

人口減少や少子高齢化による影響で、これまで通りの地域運営が難しくなっているなか、「住み慣れた地域に住み続ける」持続可能な住民自治の実現を目指し、住民主体の地域づくり活動や組織の見直しに取り組む自治協議会の支援を行うとともに、行政・中間支援組織・地域・多様な主体の相互の連携・協働を支え、地域課題の解決に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、地域づくり支援員を募集します。

### 2. 職名

地域づくり支援員

### 3. 採用予定人員

1名

### 4. 職務内容

丹波市役所本庁舎（氷上住民センター内）を拠点とし、以下の支援をおこないます。

- ① 行政又は中間支援組織との地域支援にかかる調整及び協議
- ② 住民主体の地域づくりにおける各種調査及び分析の支援
- ③ 住民主体の地域づくりにおける話し合い、学び合いの場づくりの支援
- ④ その他地域支援のために必要と認める事項

### 5. 求める人物像

- ① 住民主体の地域づくりにおける地域支援について関心がある人
- ② 地域の課題に応じて、情報収集や地域支援における手法の研究をおこない、丹波市担当部署や丹波市市民活動支援センター（中間支援組織）等の専門性を有する組織・団体と連携した対応をおこなうなど、柔軟な姿勢で業務に取り組める人
- ③ 地域住民と対話を重ね、積極的に行動することができる人

## 6. 受験資格

- ① 積極的かつ主体的に行動できる人
- ② 協調性があり、多世代とコミュニケーションがとれる人
- ③ 基本的なパソコン操作ができる人（Word、Excel、PowerPoint、インターネット、メール等）
- ④ エクセル等を用いたデータの整理・分析作業ができる人
- ⑤ 普通自動車運転免許（AT車限定免許も可）を取得している人

※通勤に自家用車等を使用する場合は、対人対物無制限、対物1千万円以上の任意保険への加入が必要です。

※応募書類は返却いたしません。

※地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は受験できません。

### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

## 7. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用は、一会計年度の期間。ただし、勤務実績に基づく能力評価等により再度の任用を行うことができます。

## 8. 給与及び勤務形態等

### （1）雇用形態

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員

### （2）給与

給料月額 181,360円

### （3）諸手当

- ・通勤手当　自家用自動車等を利用され、片道1km以上 の場合は、通勤距離に応じて通勤手当を支給します（上限有）。
- ・期末手当　支給要件に該当する場合、勤務実績に応じて期末手当を支給します（年2回、任用開始月により在職期間別割合を乗じます）。
- ・時間外勤務手当　所定の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合は、規定に基づき時間外勤務手当を支給します。

(4) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

(5) 勤務地

丹波市役所本庁舎（氷上住民センター内）

(6) 勤務日数

原則として1週につき4日ですが、業務の都合により、これ以外の勤務日を命ずることもあります。

(7) 勤務時間

原則午前8時30分～午後5時15分（休憩60分、1日7時間45分勤務）ですが、業務の都合（地域における夜間の会議等）により、これ以外の勤務時間を命ずることもあります。

(8) 休日

土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(9) 休暇

年次休暇（初年度は10日）、年次休暇以外の休暇（夏季休暇等）、その他市の規定で定める休暇

## 9. 受験手続

### (1) 提出書類

提出書類		留意事項
①	丹波市地域づくり支援員採用試験受験申込書	所定の様式を用いて、写真貼付欄に最近3か月以内に撮影した写真（無帽・上半身・正面・縦4.0cm 横3.0cm）を貼り付けてください。 <b>Eメールアドレスは、第1次選考試験結果の通知に使用しますので必ず記入してください。</b>
②	作文	様式1にて作成してください。 テーマ：行政と中間支援組織、地域住民が連携・協働し、多様化・複雑化する地域課題を解決するために、地域づくり支援者が担える役割は何か

### (2) 応募期間

上記提出書類を、**丹波市役所まちづくり部市民活動課**に直接持参するか、郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「丹波市地域づくり支援員採用試験受験申込」と朱書きしてください。

受付期間は、**令和7年12月22日（月）～令和8年1月15日（木）必着**です。郵送による場合、**令和8年1月15日以前の消印は有効**とします。

## 10. 試験の日時・場所及び合格発表

区分	日時、試験地及び試験場	合格発表
第1次選考	書類選考により実施します。	令和8年1月29日（木）に、 丹波市まちづくり部市民活動課のアドレス shiminkatsudou(at)city.tamba.lg.jp (atは @に変換) からメールにて受験者全員（棄 権者を除く）に試験結果を通知します。 <b>※市からのメールが確実に受信できるよう にドメイン指定受信で「city.tamba.lg.jp」 を許可設定してください。</b>
第2次選考 (面接)	令和8年2月2日（月）～13 日（金）のうち指定する日時に、丹波市で実施予定（試験 日時及び試験会場は第1次	令和8年2月20日（金）に、 丹波市まちづくり部市民活動課のアドレス shiminkatsudou(at)city.tamba.lg.jp (atは @に変換) からメールにて受験者全員（棄

	選考合格通知メールの送付 後個別に調整します。)	権者を除く)に試験結果を通知するほか、受験者全員に試験結果を郵送します。
--	-----------------------------	--------------------------------------

※第2次選考は第1次選考合格者のみ受験できます。

※第2次選考を受験する際は、「丹波市地域づくり支援員採用試験（第2次選考）受験票」を必ず持参してください。

## 12. 試験結果の開示

試験結果の開示を希望される場合、事前に丹波市まちづくり部市民活動課まで事前連絡の上、受験者本人であることを明らかに出来る書類（運転免許証又は旅券等）を持参し、受験者本人が直接請求してください（電話、郵便等による請求はできません）。

選考区分	請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
1次選考	不合格者	総合得点 及び順位	合否通知を送付した 日から1か月間	丹波市役所
2次選考				まちづくり部市民活動課

### 【問い合わせ先・応募書類提出先】

丹波市役所まちづくり部市民活動課地域協働係（担当：前田、堂本）

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地（氷上住民センター内）

Tel : 0795-82-0409 Email : [shiminkatsudou\(at\)city.tamba.lg.jp](mailto:shiminkatsudou(at)city.tamba.lg.jp) (atは@に変換)